

座間市景観条例施行規則

平成 20 年 3 月 31 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、座間市景観条例(平成 20 年座間市条例第 2 号。以下「条例」という。)

第 2 1 条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(行為の届出)

第 2 条 景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。)第 1 条第

1 項の届出書は、景観計画区域内行為届出書(第 1 号様式)によるものとする。

(行為の変更の届出)

第 3 条 省令第 3 条の変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書(第 2 号様式)に、同条第 1 条第 2 項各号に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(勧告書)

第 4 条 景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)第 16 条第 3 項の規定に基づき勧告を受けた者は、当該措置の内容について、景観計画区域内行為変更届出書により、市長に届け出るものとする。

(変更命令書等)

第 5 条 法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定に基づき命令を受けた者は、当該措置の内容について、景観計画区域内行為変更届出書により、市長に届け出るものとする。

(国の機関等の行為の通知等)

第 6 条 法第 16 条第 5 項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(第 3 号様式)によるものとする。

(既存建築物の適用除外)

第 7 条 景観計画における行為の制限の適用の際に、現に存する建築物又は現に新築、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替の工事中の建築物で、当該制限に適合しない部分を有する場合には、当該建築物に対しては、当該制限は適用しない。

2 前項に掲げる建築物のうち、建築物の高さの最高限度に適合しないものは、不適格部分を増加させない範囲で建替えを認めるものとする。

(着手の制限の短縮)

第 8 条 法第 18 条第 2 項に規定する届出に係る行為の制限を短縮するときの通知は、届出に係る行為の制限短縮通知書(第 4 号様式)により行うものとする。

(景観計画の案の公表)

第9条 条例第6条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

市役所本庁舎での縦覧

市のホームページへの掲載

(景観計画の案に対する意見書)

第10条 条例第6条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

意見書を提出した者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

景観計画の案についての意見

(特定地区指定の要請)

第11条 条例第7条第4項の規定による要請は、特定景観計画地区指定要請書(第5号様式)によるものとする。

(事前相談)

第12条 条例第11条第1項の規定による相談をしようとする者は、景観計画区域内行為事前相談申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による回答は、景観計画区域内行為事前相談回答書(第7号様式)とする。

(届出内容の公表)

第13条 条例第13条の規定による公表は、市役所本庁舎での閲覧により行うものとする。

(景観審議会の運営等)

第14条 条例第16条第1項に規定する座間市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

5 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会は、その審議事項について、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(表)

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

(あて先) 座間市長

住所
届出者 氏名
電話番号

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

次のとおり届け出ます。

行為の場所	座間市						
行為の種類	建築物	新築	増築	改築	移転	修繕	模様替
	見付面積の記入は、修繕、模様替の場合のみ行う。						
		届出部分		届出以外の部分		合計	
	敷地面積						
	建築面積						
	延べ面積						
	高さ						
見付面積	屋根						
	外壁						
代理者	所在地						
	事務所名						
	氏名				電話番号		
設計者	所在地						
	事務所名						
	氏名				電話番号		
施工者	所在地						
	事務所名						
	氏名				電話番号		
行為の期間	着手予定日	年 月 日		完了予定日	年 月 日		

この届出の内容について、写しの閲覧により公表することに

同意します。

同意しません。

(裏)
建築物等の概要

用	途			
階	数			
構	造			
修繕、模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各面の合計面積			m ²
	外観の変更に係る部分の見付面積	外	壁	m ²
		屋	根	m ²
		合	計	m ²
仕上げ(材料・方法)		色彩(マンセル値)		
屋根				
外壁				
門若又は塀				
付帯設備				
備考				
開発行為の概要	開発区域の面積			m ²
	行為の目的	住宅(区画)	(最小区画面積 m ²)
		その他()
添付書類	敷地位置図 敷地内配置図	現況写真 立面図	その他	
処 理 欄				

(注)

- 1 太線枠内のみ記入してください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦、波型スレート、小口タイル等)
- 3 色彩欄には、マンセル表色系を記入してください。
- 4 この届出書には、省令に掲げる図書を添付してください。

第2号様式（第3条関係）

景観計画区域内行為変更届出書	
年 月 日	
<p>（あて先） 座間市長</p>	
住所	
届出者 氏名	
電話番号	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 </div>	
次のとおり届け出ます。	
当初の届出年月日	年 月 日
行為の場所	座間市
変 更 前	
変 更 後	

（注） この届出書には、省令に掲げる図書のうち、変更に係るものを添付してください。

（表）

景観計画区域内行為通知書

年 月 日

（あて先） 座間市長

住所
届出者 氏名
電話番号

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

次のとおり届け出ます。

行為の場所	座間市						
行為の種類	建築物	新築	増築	改築	移転	修繕	模様替
	見付面積の記入は、修繕、模様替の場合のみ行う。						
		届出部分		届出以外の部分		合計	
	敷地面積						
	建築面積						
	延べ面積						
	高さ						
見付面積	屋根						
	外壁						
代理者	所在地						
	事務所名						
	氏名				電話番号		
設計者	所在地						
	事務所名						
	氏名				電話番号		
施工者	所在地						
	事務所名						
	氏名				電話番号		
行為の期間	着手予定日	年 月 日		完了予定日	年 月 日		

この届出の内容について、写しの閲覧により公表することに

同意します。

同意しません。

(裏)

建築物等の概要

用途			
階数			
構造			
修繕、模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各面の合計面積	m ²	
	外観の変更に係る部分の見付面積	外壁	m ²
		屋根	m ²
		合計	m ²
	仕上げ(材料・方法)	色彩(マンセル値)	
屋根			
外壁			
門若又は塀			
付帯設備			
備考			
開発行為の概要	開発区域の面積	m ²	
	行為の目的	住宅(区画) (最小区画面積 m ²) その他()	
添付書類	敷地位置図 敷地内配置図	現況写真 立面図	その他
処理欄			

(注)

- 1 太線枠内のみ記入してください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦、波型スレート、小口タイル等)
- 3 色彩欄には、マンセル表色系を記入してください。
- 4 この届出書には、省令に掲げる図書を添付してください。

第4号様式(第8条関係)

届出に係る行為の制限短縮通知書

第 号
年 月 日

様

座間市長 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第18条第2項の規定により、着手の制限を次のとおり短縮します。

第5号様式(第11条関係)

特定景観計画地区指定要請書	
年 月 日	
(あて先) 座間市長	
届出者	住所 氏名 電話番号
	〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕
次のとおり届け出ます。	
要請する区域 の地名地番	
要請の理由	

(注) この要請書には、次に掲げる図書を添付してください。

- 1 要請する地区の区域を示す図面
- 2 要請する地区の都市計画の形成についての計画案
- 3 その他市長が認める図書

第6号様式（第12条関係）

景観計画区域内行為事前相談申請書	
年 月 日	
（あて先） 座間市長	
届出者	住所 氏名 電話番号 〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕
次のとおり申請します。	
行為の場所	
行為の種類	
行為予定者	所在地
	氏名
行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
行為の概要	
備考	

第7号様式(第12条関係)

座間市景観計画区域内行為事前相談回答書

第 号
年 月 日

殿

座間市長 印

年 月 日付で申請のあった行為に係る事前相談について、次のとおり回答します。

行為の場所	
行為の種類	
事業者	所在地 氏名
行為の概要	
景観法第16条第1項の届出の要否	
備考	